

1. 任意継続被保険者になるためには

- * 任意継続被保険者になるためには、以下の条件が必要となります。
 - ① 退職日（資格喪失日の前日）までに継続して2ヵ月以上の被保険者期間があること。
 - ② 退職日の翌日から20日以内（20日目が土日・祝日の場合は翌営業日）に、
溪仁会健康保険組合へ資格取得申出書を提出すること。
- * 資格取得申出書を提出される際には、以下の点について留意してください。
資格取得申出書の提出は郵送でも構いません。ただし、提出期限は、当健康保険組合に到着した日
が退職日の翌日から20日以内（20日目が土日・祝日の場合は翌営業日）となります。

2. 任意継続の加入期間について

- * 任意継続の加入期間は、任意継続被保険者となってから2年間となります。ただし、以下の理由に該当する場合は2年を経過する前に、任意継続の資格を喪失することとなります。

《資格を喪失する場合》

- ① 毎月の保険料を納付期限までに納付しなかった場合
- ② 就職等により、健康保険等の被保険者等となった場合
- ③ 被保険者の方が亡くなられた場合
- ④ 被保険者の方が後期高齢者医療制度（長寿医療制度）に加入された場合
- ⑤ 任意での喪失（健康保険組合への任意継続被保険者資格喪失申出書の提出が必要です。）
任意継続被保険者資格喪失申出書の提出があった月の翌月1日に資格を喪失します。
※原則、提出後に取り消しはいたしません。
＜上記①～⑤に該当するような場合はご一報ください＞

※上記①～⑤以外の理由で資格を途中で喪失することはできません。

3. 被保険者証の発行について

- * 勤務していた事業所より資格喪失届が当健康保険組合に提出され、その手続きが完了した後、当健康保険組合において被保険者証を作成いたします。したがって、被保険者証がお手元に届くまでには多少時間を要しますので、予めご了承ください。
なお、**初回分保険料の納付および旧被保険者証の返還が確認出来てから任意継続の被保険者証を送付することとなります。**

4. 任意継続の保険料額について

- * 任意継続の保険料額は、退職時の標準報酬月額によって決定されます。
- * 勤務していた時の健康保険料については、事業主と被保険者で折半していましたが、任意継続の保険料については、**全額任意継続被保険者の自己負担**となります。
- * 保険料は資格取得年月日に係る月から掛かります。
- * 任意継続の保険料額については、下記の理由により変更となる場合があります。
《保険料額が変更する場合》
 - ① 任意継続加入中に40歳になり介護保険第2号被保険者に該当した場合（一般保険料＋介護保険料）
 - ② 任意継続加入中に65歳になり介護保険第2号被保険者に該当しなくなった場合（一般保険料）
 - ③ 健康保険料率または介護保険料率が改定された場合
 - ④ 当健康保険組合における標準報酬月額の上限が改定された場合

5. 保険料の納付方法について

《保険料の納付方法については、以下のいずれかの方法により納付してください。》

◎ 振込にて毎月納付していただく方法

* 「納付期限」までに、納付して下さい。（金融機関へ毎月お振込みしていただきます。）

* 「納付期限」は原則として毎月10日となっておりますが、以下の理由により「納付期限」が10日にならない場合があります。必ず「納付期限」を確認してください。

《納付期限が10日とならない場合》

- (1) 当該月の10日が土日・祝日の場合（納付期限は翌営業日）
- (2) 初めて保険料を納付する場合（納付期限は当健康保険組合が指定した日）

◎ 口座振替にて毎月納付していただく方法

* 資格取得申出書提出後、「北洋銀行定額自動振込サービス依頼書」をご自宅へ送付いたしますので、銀行窓口にて手続きをしてください。
(北洋銀行に口座をお持ちでない方はお申し込みできません)

* 上記サービスは口座引落ではありません。毎月決まった日に口座から自動で振り込むというサービスです。振込手数料の他に振替手数料が都度55円かかります。

* 手続きが完了するまでの間は、納付期限までに金融機関から保険料をお振込みください。

※ 納付期限までに保険料が納付されなかった場合は、任意継続の資格を喪失することとなります。なお、初回分の保険料が納付期限までに納付されなかった場合は、被保険者の資格取得が取り消しとなります。